旧適合高専賃に係る経過措置について

H23.10.20 → 経過措置期間 → H24.4.1 → 経過措置終了後

届出義務等

適合高専賃

サービス付き高齢者向け住宅（任意登録）

バリアフリー基準、礼金や更新料の徴収不可等の基準あり

上記登録のない場合

有料老人ホーム届出（届出義務）
＊有料老人ホームに該当するサービスを提供しているが、サービス付き高齢者向け住宅未登録の場合は、有料老人ホームの届出義務が生じる。

⇒ H24.3.31 までは登録及び届出義務の猶予期間

H24.3.31 までに登録又は届出のない場合

有料老人ホームに該当する場合であって、サービス付き高齢者向け住宅の登録がない場合は、未届け施設として、有料老人ホームの届出義務が生じる。

住所地特例

住所地特例対象施設

H23.10.20～H24.3.31の期間に入居した方は、住所地特例の対象
（上記の入居者については、経過措置期間終了後も住所地特例の対象）

H24.4.1以降に入居した方は、住所地特例の対象外
（以下の場合は住所地特例対象施設に該当）
① 有料老人ホームの届出を行った場合
② サービス付き高齢者向け住宅の登録を行い、かつ特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合
③ サービス付き高齢者向け住宅の登録を行った住宅が、有料老人ホームに該当するサービス（介護、家事、食事、健康管理のいずれか）を自ら又は委託により提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合